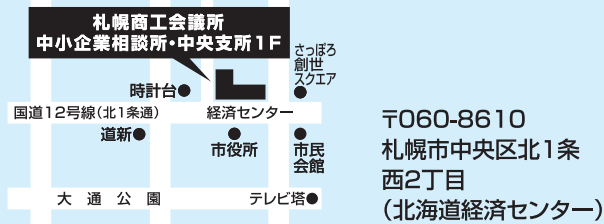


お問合せは、下記各支所または中小企業相談所へ

中央区で事業を行っている方

本所・中央支所 [中央区担当]

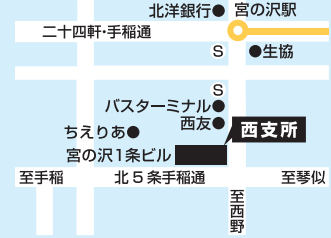


〒060-8610
札幌市中央区北1条西2丁目
(北海道経済センター)

TEL(011)241-6381
FAX(011)241-6408
cyuou@sapporo-cci.or.jp

西区・手稲区で事業を行っている方

西支所 [西区・手稲区担当]

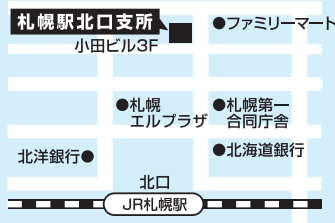


〒063-0051
札幌市西区宮の沢1条1丁目1-3
(宮の沢1条ビル3F)

TEL(011)665-6431
FAX(011)665-6432
nishi@sapporo-cci.or.jp

北区・東区で事業を行っている方

札幌駅北口支所 [北区・東区担当]



〒060-0809
札幌市北区北9条西3丁目10-1
(小田ビル3F)

TEL(011)756-9181
FAX(011)756-9182
kita@sapporo-cci.or.jp

豊平区・南区・清田区で事業を行っている方

豊平支所 [豊平区・南区・清田区担当]

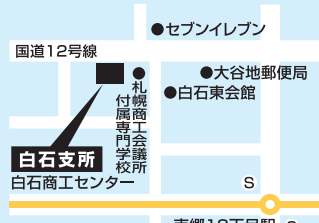


〒062-0932
札幌市豊平区平岸2条5丁目2-14
(第5平岸グランドビル5F)

TEL(011)823-7166
FAX(011)823-7167
toyohira@sapporo-cci.or.jp

白石区・厚別区で事業を行っている方

白石支所 [白石区・厚別区担当]



〒003-0026
札幌市白石区本通17丁目南5-15
(白石商工センター)

TEL(011)862-7255
FAX(011)862-7256
shiroishi@sapporo-cci.or.jp

ウェブからのご相談予約も可能となりました。



URL: <https://www.sapporo-cci.or.jp/web/consultation/>

札幌商工会議所 中小企業相談所

〒060-8610 札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センタービル1F

TEL(011)231-1767 / FAX(011)222-9540

URL: <http://www.sapporo-cci.or.jp/> E-mail: sodan@sapporo-cci.or.jp

ビジネスに役立つ情報をお届けします
LINE 公式アカウント



LINE ID: @sapporo-cci

おかげさまで制度創設50周年

商工会議所の

無保証人 無担保

マル経

融資制度ご利用ください

小規模事業者のための制度

制度拡充
されました

法人・個人事業主 問わずご利用可能です!

マル経融資は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で商工会議所の推薦にもとづき融資される日本政策金融公庫の融資制度です。今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて制度が拡充されました。札幌商工会議所では、年間約600件推薦しており多くの皆様にご利用いただいております。

(令和5年5月1日現在)

	通常部分	拡充部分「コロナマル経」
概要	商工会議所の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、商工会議所の長の推薦を受けている方	1. 最近1カ月間の売上高または過去6カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高が前5年のいずれかの年と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方 2. 債務負担が重くなっている方(注)
お使い道	設備資金および運転資金	設備資金および運転資金
融資金額	10万円~2,000万円	10万円~1,000万円
返済期間(うち据置期間)	設備資金 10年以内(2年以内) 運転資金 7年以内(1年以内)	設備資金 20年以内(5年以内(別枠の1,000万円以内)) 運転資金 20年以内(5年以内(別枠の1,000万円以内))
利率(年)	特別利率 1.12%	当初3年間: 0.22% 3年経過後: 1.12%
備考	(注) 一定の要件を満たす必要があります。要件の詳細は、お近くの支所にお問い合わせください。 ※ 利率低減措置(1.12%-0.9%=0.22%の部分)は現在お借り入れ分の決済にも適用されます。 (通常マル経の借換にも適用可能です)	

マル経融資のメリット

- 補助金の活用と資金調達を一緒にご相談ができます。少額の融資でもご利用可能です。
- 経営指導員が推薦書類を作成するため、公庫窓口への来所は不要です。
※ 商工会議所へのご来所が難しい方には、オンライン相談や事業所を訪問してのお手続きが可能です。
- (創業5年以内の方) 創業時に公庫から融資を受け1年以上経過している場合、マル経融資への借換が可能な場合がございます。さらに創業5年以内でのお申込みの場合、会員限定で**創業者応援ステップアップ基金**(裏面)がご利用可能です。

札幌商工会議所 中小企業相談所

利用概要

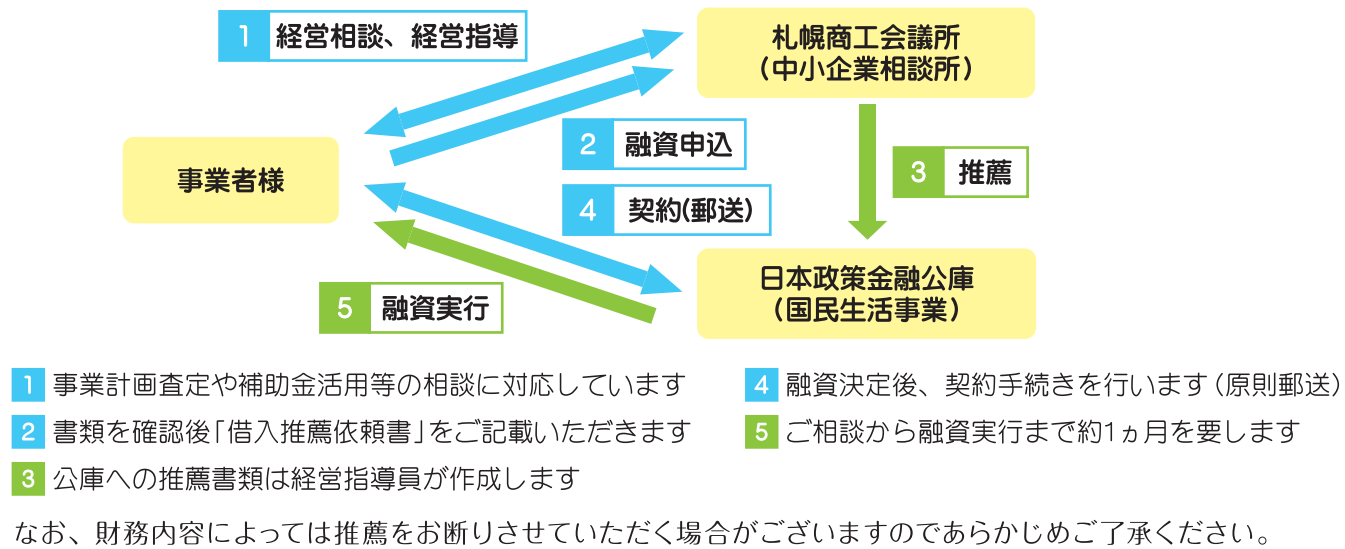
主な要件

- ① 常時使用する従業員数が下記に該当する事業者
 卸売業、小売業、飲食業、サービス業：5人以下
 製造業、建設業、宿泊業、娯楽業等：20人以下
- ② 札幌市内で1年以上事業を行っている方
- ③ 商工会議所の経営相談員による経営指導を原則6か月以上受けている方
- ④ 税金(所得税、法人税、事業税、住民税等)を完納している方

提出資料(主なもの)

- ① 前年、前々年(2期分)の決算書及び確定申告書
- ② 税金の領収書または納税証明書
- ③ 直近6ヵ月の売上に関する書類(試算表、売上台帳等)
- ④ 履歴事項全部証明書(法人の場合)
- ⑤ 見積書、カタログ等(設備資金お申込みの場合)

お手続きの流れ



金利等最新情報については当所HP
 (「経営支援・サポート」→「経営相談・資金」)でご確認下さい。



創業5年以内の方必見！当所会員限定の利子補給制度

創業者応援ステップアップ基金(利子補給)制度

この制度は、創業5年以内の当所会員企業を対象とする「マル経融資」に対する利子補給制度です。
 適用利率(上限10万円・1.5%以内)に相当する額を商工会議所が補助します。(補給期間：1年間)

ご利用できる方
 右記を満たす
 創業者であること

- ① 札幌商工会議所の会員で会費の未納がないこと
- ② 融資実行時点において、創業後5年以内の事業者であること
- ③ 平成26年4月1日以降にマル経融資(借換含む)を受けた事業者であること
- ④ マル経融資を受け、初回返済から12ヶ月の約定返済に遅滞がないこと
- ⑤ 上記を確認の上、札幌商工会議所が認めた先であること

(注)「拡充部分(コロナマル経)」については、本制度の対象となりません。

マル経融資のご利用事例

保険代理店

● 営業活動に利用している車が走行距離十数万キロを超え、修理代の増加が悩み。車がないと道内全体の営業活動に影響があるため、**営業車を新たに購入したい。**

↓

【設備資金】でのお申込み
 新車・中古車問わず、設備投資に必要なご相談を承ります。ご相談の際に、**お見積書**をご持参下さい。

理美容店

● 長年営業しているが、美容室の椅子が老朽化。シャンプー台など含め更新したいが手持ち資金が不足。割賦販売は割高となることから**融資により美容椅子の設備更新を行いたい。**

↓

【設備資金】でのお申込み
 設備更新代は設備資金でのお申込みとなります。メーカーの割賦販売よりお得な条件で商品購入が可能となります。ぜひご相談下さい。

飲食店

● 新型コロナウイルスの感染拡大や緊急事態宣言によって、例年に比べて売上が減少。店舗家賃などの諸経費や、従業員の給与を**確保し、終息後の売上回復までの資金として活用したい。**

↓

新型コロナウイルス特例を利用した、【運転資金】でのお申込み
 上記のお申し込みの場合、運転資金での**【元金据置】**のご相談も承ります。まずはご相談ください。

建設設備業

● 事業は順調で受注も増加しているが、自社のみで工事を賄うことができず、**外注費の増加や、資材の高騰で買掛金の決済が不安。**今後の資金繰り安定化を図りたい。

↓

【運転資金】でのお申込み
 外注費や買掛金決済は運転資金でのお申込みとなります。**今後の受注見込**などに応じて、柔軟に対応いたします。

不動産賃貸業

● 賃貸アパートの部屋と屋根の修繕を行うため、見積をとったところ、手元の資金では不安があり、資金繰り緩和のため融資を申請したい。

↓

【設備資金】でのお申込み
 アパートの修繕は設備資金でご利用可能です。修繕は金額が大きいため、金利の安いマル経融資の活用をご検討ください。

建設設備業

● 冬期間の受注量減少に対応するため、除雪機やバックホーを購入、オペレーターを新たに雇うことで除排雪分野に進出し冬期間の売上確保を図りたい。

↓

【運転資金】と【設備資金】でのお申込み
 人件費(オペレーター)は運転資金、除雪機等の導入は設備資金でのお申込みとなり、併用が可能となっております。まずはご相談ください。

※上記事例は実際のご相談・お申し込みを参考としたイメージです。